

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 「アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要綱（令和4年3月16日付経革752号）」に基づき、広島県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、アフターコロナを見据え、新事業展開などの経営革新に取り組む意欲的な事業者に対し、経費の一部についてアフターコロナ対応経営革新推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第5項に基づく特定事業者をいう。
- (2) 経営革新計画は、法第14条第1項の規定に基づく経営革新計画をいう。
- (3) 新事業展開は、法第2条第7項の規定に基づく新事業活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、令和4年3月から令和4年11月の間に新たに広島県の経営革新計画の承認（変更承認を除く）を受けている事業者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の補助対象事業は、新事業展開（デジタル化を含む）や、人材育成、販路開拓などの経営革新に取り組む事業とする。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助金の補助率は、対象経費の2/3以内とする。また、補助金の補助金額は、1者につき上限1,000千円とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の補助対象期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第1回公募

公募開始：令和4年3月28日（月）

受付開始：令和4年4月20日（水）

応募締切：令和4年5月31日（火）

事業期間：交付決定の日から令和5年1月20日（金）まで

(2) 第2回公募

受付開始：令和4年6月1日（水）

応募締切：令和4年8月31日（水）

事業期間：交付決定の日から令和5年1月20日（金）まで

(3) 第3回公募

受付開始：令和4年9月1日（木）

応募締切：令和4年10月31日（月）※

事業期間：交付決定の日から令和5年1月31日（火）まで

※令和4年10月申請分までの経営革新計画を対象とする。中央会は経営革新計画に係る承認書の写しを確認後に交付決定を行う。

（補助対象経費）

第7条 補助金の補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の対象となる経費区分及び内容は、別表のとおりとする。
- (2) 国、広島県及びその他の地方公共団体の補助金（上乗せを除く）において、重複して交付決定を受けていないこと。
- (3) 補助事業の実施において必要な経費であり、既存事業の経費には該当しないこと。
- (4) 補助対象経費は、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付申請は、次の各号に掲げる書類により、中央会の会長（以下「会長」という。）宛に行うものとする。

- (1) アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）
 - (2) 事業計画書（様式第1号別紙1）及び収入・支出経費明細書（様式第1号別紙2）
 - (3) 経営革新計画に係る承認申請書の写し（令和4年3月から令和4年11月までに承認されたもの）
 - (4) 経営革新計画の承認書の写し（令和4年3月から令和4年11月までに承認されたもの）
 - (5) 交付申請額の算定の根拠となる見積書等の写し（単価50万円（税抜き）以上の物件の購入は、2社以上の相見積の写し）
- 2 前項第1号から第5号までを1セットとし左上をクリップ止めしたものを2部（原本1部、写し1部）提出先に提出すること。
- 3 提出先は以下のとおりとする。

〒730-0011

広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6階

広島県中小企業団体中央会「アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金窓口」宛

(交付決定)

第9条 会長は、第8条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付決定を行い、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)(以下「交付決定通知書」という。)により申請者へ通知するものとする。

(審査基準)

第10条 会長は、次の各項に掲げる基準に基づき審査を行う。

2 資格審査は次の各号に掲げる基準を全て満たしていること。

- (1) 令和4年3月から令和4年11月の間に新たに広島県の経営革新計画の承認を受けていること。
- (2) 補助対象事業は、新事業展開(デジタル化を含む)や、人材育成、販路開拓などの経営革新に取り組む事業であること。
- (3) 第8条の規定による書類が提出されていること。
- (4) 事業計画書は、定められた様式を使用し、適切に記載されていること。
- (5) 補助対象として認められない経費が計上されていないこと。
- (6) 計上されている経費が、事業計画書の内容と一致していること。
- (7) 補助対象事業の内容が、経営革新計画と相違していないこと。

3 書面審査は次の各号に掲げる基準に基づき審査を行い、総合的な評価が高いものから予算の範囲内で交付決定するものとする。

(1) 事業審査

①事業計画書の実行性

- ・事業実施のための体制(人材、事務処理能力等)
- ・事業実施に係るスケジュールが妥当か
- ・事業実施に係る必要な資金調達の見込みはあるか

②事業計画書の具体性

- ・計画が綿密に検討、作成されているか
- ・計上された予算は適正であるか

③事業計画書の効果

- ・本事業の成果が、経営革新計画の目標達成にどの程度寄与できるか

(2) 加点審査

- ①事業計画においてデジタル化への取り組みであること
- ②ものづくり補助金へ申請予定ではないこと

(不交付決定)

第11条 会長は、不交付を決定したときは、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 補助対象者は、第9条の交付決定の内容に対し不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、書面をもって会長に申し出なければならない。

(交付の条件)

第13条 次の各項に掲げる事項は、交付決定をする際の条件となるものとする。

- 2 次の各号に掲げる事項の一つに該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けなければならないこと。
 - (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く)をしようとする場合
 - (2) 補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く)、又は一部を中止しようとする場合
 - (3) 補助対象事業の全部を中止、又は廃止しようとする場合
- 3 補助対象事業により取得し、又は効果の増加した財産については、様式第4号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。補助対象事業終了の後も、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならないこと。また、取得財産のうち、1件あたり50万円(消費税抜き)以上の機械装置等及び車両について処分等を行おうとするときは、補助対象事業終了の後も一定の期間において、会長の承認を受けること。
- 4 会長の承認を受けて前項の財産を処分等することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を中央会に納入させることがあること。
- 5 補助対象者は補助対象事業期間内に事業計画書の進捗確認等を受けることがあること。
- 6 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- 7 補助対象事業が完了した日に属する年度の終了後最長5年間において、経営革新計画のフォローアップ調査に回答しなければならないこと。
- 8 次に掲げる各号に該当すると中央会が認めた場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消される場合があること。また、すでに補助金が交付されているときは、中央会に返還しなければならない場合があること。
 - (1) 補助対象事業を廃止及び縮小した場合
 - (2) 天変地異その他の事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を中止した場合
 - (3) 交付申請書に記載の用途以外に補助金を使用した場合
 - (4) 虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合
 - (5) 実態として、補助対象事業を実施していないと判断された場合
 - (6) 補助対象経費において、国、広島県及びその他の地方公共団体の補助金(上乘せを除く)と重複して交付決定を受けた場合
 - (7) 第1項から第7項の各項の条件に反する場合

(債権譲渡の禁止)

第13条の2 補助事業者は、第9条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 会長が第20条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が会長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、会長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が会長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 会長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 会長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

(補助対象事業の内容及び経費の配分の変更)

第14条 補助対象者は第13条の第2項第1号及び第2号に該当するときは、あらかじめ、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助対象事業の内容及び経費の配分の変更の承認)

第15条 会長は第14条の承認を行う場合において、必要に応じて条件を付し、又は交付決定を行ったとき付した条件を変更することができる。その際、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第16条 第13条の第2項第1号及び第2号に定める軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更をいう。

- (1) 第7条の補助対象経費の経費区分の額の20パーセント以内の変更で、かつ補助金交付

決定額に変更が生じない範囲

(2) 補助対象事業の実施過程で生じた事情変化による事業方法又は手法の部分的な変更

(補助対象事業の中止又は廃止)

第17条 補助対象者は、第13条第2項第3号に該当するときは、あらかじめ、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認)

第18条 会長は第17条に規定する補助対象者の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第19条 補助対象者は、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の2月10日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を会長宛に提出するものとする。

- (1) アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 経費の払込み事実が確認できる内訳が記載された領収書の写し等

(補助金の額の確定)

第20条 会長は、第19条の報告書を受領した場合において、その内容を精査し、又は必要に応じて実地に調査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第21条 補助対象者は、補助金の精算払を受けようとするときは、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金精算払請求書（様式第11号）（以下「精算払請求書」という。）を会長へ提出しなければならない。なお、精算払は第20条の額の確定を受けた後に請求するものとする。

(補助金の交付)

第22条 会長は、第21条の精算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助対象者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該

情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち補助対象者その他第三者の秘密情報（補助対象者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助対象者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（産業財産権等に関する報告）

第24条 補助対象者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助対象事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した様式第12号による「産業財産権等取得等届出書」を会長に提出しなければならない。

（収益納付）

第25条 会長は、補助対象者が行う補助対象期間内に、補助対象事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助対象者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を中央会に納付させることができるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第26条 補助対象者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月25日から施行する。

この改正は、令和4年5月31日から適用する。

この改正は、令和4年7月25日から適用する。

別表（7条関係）

経費区分	内容
機械装置等購入費	新事業展開に必要な機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定具・検査工具）及び専用ソフトウェア）の購入に要する経費
車両購入費	以下に該当するものに限る。 ・キッチンカー※1 ・宅配バイク※2 ・ブルドーザー，パワーショベルその他の自走式作業用機械設備※3 の購入に要する経費
広報費	販路開拓に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
専門家謝金	人材育成に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
専門家旅費	人材育成に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費

上記の別表にかかわらず事業の遂行のために必要な経費がある場合は別途ご相談下さい。

- ※1 調理機能を有しており、調理設備が容易に分離できないものであり、かつ、外形上その目的以外に利用されない自動車
- ※2 配送用設備が容易に分離できないものであり、かつ、外見上その目的外に利用できない二輪又は三輪バイク
- ※3 「自動車等車両」（道路運送車両法第2条第2項に定める「自動車」および同条第3項に定める「原動機自転車」）のうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの

<補助対象外経費>

- ・通常の営業活動及び生産活動のための仕入れに係る経費
- ・直接人件費（アルバイト含む）及び社内旅費
- ・中古品の購入費
- ・汎用性が高く目的外使用になり得るもの（パソコン・事務用プリンターなど）
- ・キッチントレーラー

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体）は，補助金の交付の申請をするに当たって，また，補助対象事業の実施期間内及び完了後においては，下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当方が不利益を被ることになっても，異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第8条関係）

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会

会 長 伊 藤 學 人 殿

所 在 地
名 称（氏名）
代 表 者 名

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付申請書

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第8条の規定によって、補助金の交付を申請します。

なお、事業計画及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

1	補助対象経費	金	円
	補助金交付申請額	金	円

2 事業計画
経営革新計画に係る承認申請書のとおり

3 補助対象事業の内容及び補助対象事業に要する経費の配分
様式第1号（別紙1・2）補助対象事業計画書

様式第1号

別紙1

事業計画書

事業者名 _____

1. テーマ（令和4年3月以降に承認された本事業で取り組む経営革新計画のテーマを記入して下さい。）

2. 経営革新計画の承認年月日：令和4年 月 日

（※）令和4年10月申請中の経営革新計画は申請日を記入して下さい。

3. 実施計画

区 分	内 容
実施項目	
実施予定時期	令和4年 月 日

（※）経営革新計画別表2「実施項目」の内、本事業で取り組む項目を記入して下さい。

（※）必要に応じて表を追加して下さい。

4. 具体的な内容

（※）交付要領「第10条（審査基準）」を参照し要点を押さえて記入して下さい。

（※）必要に応じて図表等を用いて、具体的に記入して下さい。

（※）具体的な内容は、複数ページにわたってもかまいません。

1. 事業計画の実効性

2. 事業計画の具体性

3. 事業計画の効果

5. ものづくり補助金への申請予定 有 ・ 無

（※）より多くの方に本事業をご利用いただくため、ものづくり補助金申請を予定されていない方を優先採択いたします。

様式第1号

別紙2

収入・支出経費明細書

1 収入

区分	金額 (円)
自己資金	
借入金・その他	
補助金充当額 ①	
合計 ②	

2 支出

区分	内容・必要理由	内訳 (数量×単価)	補助対象事業 に要する経費 (税込み：円)	補助対象経費 (税抜き：円)
			補助対象経費合計 (②と同額)	
			補助金交付申請額 (①と同額)	

3 確認事項

(1)上記の経費は、他の補助金に申請していません。

(2)上記の経費は経営革新計画に要する経費であり、その目的以外に使用しません。

〇 〇 〇 〇 様

広島県中小企業団体中央会
会 長 伊 藤 學 人

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたアフターコロナ対応経営革新推進事業補助金については、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第9条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業及びその内容は、令和 年 月 日付で申請のあったアフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助対象事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金交付申請額	金	円
- 3 補助対象事業（設備投資）は広島県内において行わなければならない。
- 4 補助対象者は、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領に定めるところに従わなければならない。

様式第3号（第11条関係）

広中発第 号
令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

広島県中小企業団体中央会
会 長 伊 藤 學 人

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたアフターコロナ対応経営革新推進事業補助金については、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第11条の規定により、不交付と決定したので通知します。

様式第4号（第13条第3項関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

（注1）対象となる取得財産等は，広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号）第22条第1号及び第2号に定める財産，取得価格又は効用の増加価格がアフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第13条第3項に定める処分制限額以上の財産とする。

（注2）財産名の区分は，車両及び運搬具，工具，器具及び備品，機械及び装置，無形資産，その他の物件とする。

（注3）数量は，同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注4）取得年月日は，検収年月日を記載すること。

様式第5号（第14条関係）

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 殿

所在地
名称（氏名）
代表者名

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け広中発第 号により交付決定を受けたこの補助対象事業を下記のとおり変更したいので、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第14条の規定により承認を申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
別紙1 事業変更計画書のとおり

様式第5号

別紙1

事業変更計画書

(1) 補助対象事業の内容

変更前の内容	変更後の内容

(2) 補助対象経費

区 分	内 容	補助事業に 要する経費 (税込み：円)		補助対象経費 (税抜き：円)	
		変更前	変更後	変更前	変更後
補助対象経費（合計）					
補助金額（交付決定額）					

(注) 事業の経費については、申請書の記載に準じて区分ごとに記載すること。

様式第6号（第15条関係）

広中発第 号
令和 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

広島県中小企業団体中央会
会 長 伊 藤 學 人

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付けで補助事業変更申請のあったアフターコロナ対応経営革新推進事業補助金については、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第15条の規定により、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

- 1 この補助金の交付対象となる事業は令和 年 月 日付けアフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付申請書で申請のあった事業とし、その変更内容は令和 年 月 日付け補助事業の変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記のほかは令和 年 月 日付け広中発第 号補助金交付決定通知書第3項から第4項までのとおりとする。
- 3 その他（一部事業について中止があった場合の手続等）

様式第7号（第17条関係）

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 殿

所在地
名称（氏名）
代表者名

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け広中発第 号により交付決定を受けたこの補助事業を下記のとおり中止したいので、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第17条の規定により承認を申請します。

記

- 1 事業計画の概要
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止年月日）

様式第 8 号（第 18 条関係）

広中発第 号
令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

広島県中小企業団体中央会
会 長 伊 藤 學 人

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金事業中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで補助事業中止（廃止）申請のあったアフターコロナ対応経営革新推進事業補助金については、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第 18 条の規定により、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 事業計画の概要
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止年月日）
- 4 その他

様式第9号（第19条関係）

令和 年 月 日

広島県中小企業団体中央会
会長 伊藤 學 人 殿

所在地
名称（氏名）
代表者名

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け広中発第 号により（変更）交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第19条の規定により、別紙のとおりその実績を報告します。

様式第9号

別紙1

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金補助対象事業実績書

事業者名 _____

1. 本事業の取り組み

区 分	内 容
実施項目	
実施期間	令和4年 月 日～令和 年 月 日

(※) 経営革新計画別表2「実施項目」の内、本事業で取り組んだ項目を記入して下さい。

(※) 必要に応じて表を追加して下さい。

2. 本事業の成果

(※) 実施した内容と得られた成果を記入して下さい。

--

様式第9号

別紙2

1 収入

区分	金額（税抜き：円）
自己資金	
借入金・その他	
補助金充当額 ①	
合計 ②	

2 支出

区分	内容・必要理由	内訳 (数量×単価)	補助対象事業 に要する経費 (税込み：円)	補助対象経費 (税抜き：円)
補助対象経費合計（②と同額）				
補助金交付決定額（①と同額） 補助対象経費の2/3以内、上限1,000,000円				
収益納付額（控除される額）③				
補助金額（①－③）				

3 確認事項

(1)上記の経費は、他の補助金を使用していません。

(2)上記の経費は経営革新計画に要する経費であり、その目的以外に使用していません。

収益納付に係る報告書

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第25条の規定により、以下のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の実施結果の事業化 | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3. その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る売上額 (C)	補助事業に係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1. ～ 3において全て「無」(1.については、事業実施期間内に売上なし)の場合には、上記の表への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙2①に記載の額をいう。
- (3) 「補助対象経費 (B)」とは、別紙②に記載の額をいう。
- (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
- (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、「補助事業に係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額(補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等)を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロまたマイナスの場合には、(D)にゼロと記載する。
- (6) 「控除額 (E)」とは、「補助対象経費 (B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。 $控除額 (E) = 補助対象経費 (B) - 補助金額 (A)$
- (7) 「納付額 (F)」 = (「補助事業に係る収益額 (D)」 - 「控除額 (E)」)
× (「補助金額 (A)」 / 「補助対象経費 (B)」) ※円未満切上げ
- (注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

様式第 10 号（第 20 条関係）

広中発第 号
令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

広島県中小企業団体中央会
会 長 伊 藤 學 人

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のありましたアフターコロナ対応経営革新推進事業補助金については、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第 20 条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |

広島県中小企業団体中央会
会 長 伊 藤 學 人 殿

所 在 地
名称（氏名）
代表者名

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け広中発第 号をもって補助金額の確定がなされた上記補助金について、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第 21 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

交付決定額	補助金確定額	請求額
円	円	円

<振込先>

銀行名：

支店名：（フリガナ）

預金種類：

口座番号：

口座名義：（フリガナ）

広島県中小企業団体中央会
会 長 伊 藤 學 人 殿

所 在 地
名 称（氏名）
代 表 者 名

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金産業財産権等取得等届出書

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第 24 条の規定に基づき，下記のとおり産業財産権等の取得（出願，譲渡，実施権の設定）をしたので届け出ます。

記

- 1 産業財産権等の種類及び番号
- 2 産業財産権等の内容
- 3 相手先及び条件（譲渡，実施権設定の場合）